

自治労・東学ニュース

東京都学校事務職員労働組合（東学） 新宿区西新宿2-8-1 都庁第2本庁舎32階
(自治労全国学校事務集会特集) 2026年2月2日 NO.773

第25回「自治労全国学校事務集会」が開催

2026年1月24日（土）・25日（日）両日、都内・市ヶ谷の自治労会館において、第25回自治労全国学校事務集会が開催された。「学校事務職員の未来への提言 今とこれからをどう紡いでいくか」と題して、「～学校現場から課題を深化し、学校事務職員の未来を創造していこう～」をサブテーマに、2日間にわたり議論が繰り広げられた。

初日の24日には、札幌市、山口、長崎の各県・政令市から、気鋭の若手・中堅学校事務職員3名により、各自の職場での取り組みや課題についての発表があった。続いて、ゲストとして全事研役員の、さいたま市の学校事務職員から今までの学校事務職員の経験、特に学校運営上での関わり方や、今までの経験の紹介があった。そして、コーディネーターとゲスト、発表者によるパネルディスカッションが繰り広げられて、あたかも研究団体さながらの議論が行われた。

2日目の25日は、前日のパネルディスカッションをもとに、多彩なテーマについてグループ討議が行われ、中央（国対応）レベル、都道府県・区市町村（教委）レベル、学校現場や地域レベルでの運動の展開・構築が話し合われた。学校事務を取りまく環境を踏まえて、①「学校と教師の業務の3分類」による学校事務職員への業務の押し付けへの対応、②メンタルヘルス対策を含む労働安全衛生の確立、③適正な公会計化（脱法行為の阻止）、④国レベルでの定数人員配置のチェック、⑤仕事の平準化（明確化、集団化）など、多岐にわたる提言を確認し、総括した。

最後に、今回の全国学校事務集会は、2月4日（日）実施予定の衆議院議員選挙に向けた対応のため、交流会は中止となった。その中にあって、集会での議論を通じて、各県・政令市の学校事務職員同士の交流が一層深まったことを申し添えたい。

（2026年1月25日・丹野記）

自治労全国学校事務集会に参加しての感想

1月24日にパネルディスカッション、25日にグループ討議を行いました。パネルディスカッションでは、山口、長崎の若手組合員と全事研役員であるさいたま市の学校事務職員での討論や参加者の発言等で、組合に入っていたおかげで仕事の共有がスムーズになったとの意見もありました。

翌日のグループ討議では、文科省が提唱した3分類19項目の項目を中心に討議を行いました。グループ討議では、3分類についてはそこまで現場に降りてきていないとと思いました。それと同時に、学校事務職員の休職率が教員より高いことが重要視されていないことから議論が盛り上がり、丹野さんから各都県の知事部局・公営企業局・教育委員会事務局・学校事務の休職者数の比較や労働安全衛生委員会を学校で行うように働きかけるようにする等の意見がありました。確かに、教職員が健康で働くことが基本であり、劣悪な環境、ハラスメントのない環境、仕事の押し付けのないようにすることが仕事のパフォーマンスが向上するのだと感じました。ただ、そこから組合としてどう動くかを突っ込んでいけばよかったです自分では反省しています。

（2026年1月31日田野辺記）

【議論素材としての東京都の現状】

全国とは違う東京型「学校事務の共同実施」

2012年4月から江東区と武蔵村山市で、「学校事務の共同実施」のモデル実施が開始され、2025年4月現在では2区8市（江東区（中学校のみ）、墨田区、武蔵村山市、東村山市、清瀬市、立川市、国分寺市、小金井市、狛江市、多摩市）で実施されています。都教委は当初、「10年程度のスパンで全体実施」を考えていましたが、この6年間は新たな実施地区がありません。7者協で反対運動を取り組み、現在は廃止を要求しています。

東京型の「学校事務の共同実施」は、他の道府県のように「1か月に2・3回近隣の学校に集まる共同実施」とは、まったく違います。正規事務職員の定数を削減して、会計年度任用職員化をするものです。事務室機能の低下をもたらしています。都教委の標準モデルは、小中学校から7から10校の事務職員を拠点校の共同事務室に集め、正規の事務職員4人から5人で業務を処理し、拠点校と連携校の7校には、会計年度任用職員（月16日勤務）を配置するというものです。28の拠点校グループに114名の正規事務職員、201校の連携校に201人の支援員（会計年度任用職員）、結果として87名の正規事務職員が削減されています（7者協の調査結果）。

「学校にいてこそ学校事務職員」です。事務職員は学校にいた方がいい、と管理職や教職員、区市町村教育委員会を考えているから、「学校における働き方改革」のためにも、事務職員は学校にいた方がよいです。

学校徴収金の無償化・公会計化と外部委託の進行という「新たな情勢」について

定数配置が1校1・2名では、どこの学校でも同じに職務の範囲を決めるることは困難です。「事務職員の具体的な職務内容を定める際には、学校管理規則等に位置付けられる標準的な職務を踏まえつつ、学校規模、教諭等の配置数や経験年数、各学校・地域の実情等についても十分に考慮」（文部科学省）されることが求められます。

学校徴収金は、「負担感が強い一方でやりがいや重要性は高くない」という業務です。無償化・公会計化が進んでいます。東京都では、2025年1月に62自治体全部の小中学校で給食費の完全無償化が実現しました。学校徴収金の外部委託（アウトソーシング）も、世田谷区や墨田区などで進められています。契約（発注）や報告（地教委や民間会社への）などの業務は、学校に残ると推測されます。事務職員の職務の総務事務から財務事務への重点の移行（特に多摩地区で）も進めるべきです。

「学校と教師の業務の3分類19項目」

教員の担っている業務については軽減がなされていると言えますが、事務職員については「積極的に参画」「中心に実施」「協働を促進」などと、かえって業務が増加させようとしていることは問題です。事務職員のすべてがパソコンに精通しているわけでもありません。都教委の「実行プログラム」にも、この「3分類」は載っているので、そのまま事務職員の業務を増やすと考えているとしたら、問題です。

業務は、勤務時間内で終わらせることが原則

勤務時間は1日7時間45分、1週38時間45分。36協定を結んだ場合には例外として超過勤務することが可能となります。超過勤務はあくまでも例外的なものです。